



被災住宅の耐震改修等補助制度について

野々市市では、令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下した住宅の耐震化を図るため、**耐震診断や耐震改修工事に要する費用を補助**しています。

耐震診断の場合
最大12万円

耐震改修工事の場合
最大180万円



●次のすべてに該当する**建築物が対象**になります。

1. 本市の区域にある木造住宅
2. 令和6年能登半島地震により被災し、罹災証明書（一部損壊以上）が発行された一戸建ての住宅又は兼用住宅
3. 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後、速やかに居住の用に供する住宅
4. 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅（注：耐震改修工事のみの要件）

●**補助の対象者**について

住宅の所有者（親子等を含む）又は居住者
（いずれも予定者を含む）



●**補助金の額**について

- <耐震診断> 耐震診断に要する費用の4分の3、**限度額12万円**
- <耐震改修> 耐震改修工事に要する費用、**限度額180万円**

耐震改修工事の補助金については、**代理受領制度***が利用できます。

※代理受領制度…改修工事を実施した工務店等に補助金の受取りを委任することにより、対象者が改修工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です